厚生労働省　山梨労働局

山梨労働局発表
平成２５年１０月１日

【照　会　先】
山梨労働局雇用均等室
室　　長　野村ひとみ
室　長　補　佐本間晶子
厚生労働事務官　中村文恵
電　話　055－225－2859

県内企業２社を認定。県内初の２回目の認定企業誕生

－有限会社アルファケアを認定及び生活協同組合パルシステム山梨の２回目を認定－

１　認定について

（１）認定とは、子育てしやすい職場環境の整備や子育て中ではない従業員も含めた多様な労働条件の整備などを目標とする一般事業主行動計画を策定・実行し、**①計画に定めた目標を達成、②男性の育児休業等取得者がいる**ことなどの「認定基準」（別添資料１）を満たした企業が、申請を行うことにより都道府県労働局長の認定を受けることができるものです。

認定を受けた企業は、**次世代認定マーク**（愛称「**くるみん**」）を求人広告や商品などに付け、「子育てサポート企業」であることを内外にアピールすることができます。これまでの県内認定企業ではホームページでの紹介、名刺等で活用されています。

企業イメージの向上、**従業員のモラールアップ**や、それに伴う**生産性の向上**、**優秀な人材の確保**などにつながることが期待されます。また、学生の企業選びの基準としても活用されています（別添資料２）。

（２）この度、厚生労働省山梨労働局（局長　島浦幸夫）は、次世代育成支援対策推進法に基づき、**有限会社アルファケア**及び**生活協同組合パルシステム山梨**を認定しました。**生活協同組合パルシステム山梨**は県内で初めて２回目の認定取得企業になります（１回目平成２３年５月）。２社の取組内容については、裏面を参照して下さい。また、これまでの認定件数は１５件（１４社）になります（別添資料３）。

２　認定通知書交付式について

山梨労働局長より認定企業に対し、次のとおり認定通知書の交付を行います。

日　時	１０月９日（水）１０時００分
場　所	山梨労働局　局長室　（３階）
	※当日の取材をお願いいたします。

次世代認定マーク
「くるみん」

３　県内企業の一般事業主行動計画策定・届出等の状況について

一般事業主行動計画を策定・届出、公表・周知している県内企業は、平成２５年８月末現在で５３５社です。

内訳をみると、義務企業（労働者数１０１人以上の企業）からの届出は、２６０社（届出率１００％）、努力義務企業（労働者数１００人以下の企業）からの届出は、２７５社となっています。

（平成２５年８月末現在。別添資料４・５参照）

山梨労働局では、より多くの企業が認定を目指して取り組んでいただけるよう、今後とも一事業主行動計画の策定・届出・計画の実行を働きかけるとともに、広く周知を行っていきます。

認定企業の取組内容

有限会社アルファケアの取組内容

1　行動計画の期間
　平成２３年５月１日～平成２５年４月３０日（２年間）

2　行動計画の内容
目標　平成２４年１２月までに、小学校就学前の子を持つ職員が、希望する場合に利用できる短時間勤務制度を導入する。

3　認定基準の主な達成状況
☆　**男性職員１名が子の看護休暇を取得、女性職員の育児休業取得率１００％**
☆　小学校就学前の子を持つ職員を対象とする育児短時間勤務制度を導入

生活協同組合パルシステム山梨の取組内容

1　今回の計画について
（1）行動計画の期間
　平成２３年４月１日～平成２５年３月３１日（２年間）

（2）行動計画の内容
目標　・「子育てハッピー応援団※」利用呼びかけを強化すること
　　・育児休業制度を利用しやすい環境整備を継続すること
　　・母性健康管理に努めること

※ 祝祭日出勤や土日研修時の託児制度（長期休みの小学生含む）

（3）認定基準の主な達成状況
☆　**男性職員３名が育児休業を取得、女性職員は１００％育児休業を取得**
☆「子育てハッピー応援団」の利用者の増加

2　前回認定（平成２３年５月）後の成果
　認定企業として職員が認識を持ち、次世代育成、父親の育児参加の機運が高まった。
「子育てハッピー応援団」の利用者が年々増加し、男性従業員が利用するケースもあり、定着してきている。男性の育児休業取得もめずらしいことでもなくなった。

★山梨労働局のホームページURL http://yamanashi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/

★厚生労働省のホームページURL http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/kijuntekigou/index.html

添付資料１　認定とは
　資料２　学生・生徒のみなさんくるみんを知っていますか？
　資料３　認定企業
　資料４　県内の一般事業主行動計画策定状況
　資料５　一般事業主行動計画の策定・届出、公表・周知は義務です！！